

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 当センターに設置されている昇降機設備は、リモートメンテナンス（ヘリオスレスキュー含む）対応のものが2台と小荷物用の昇降機が1台設置されている。リモートメンテナンスは、24時間常時、昇降機の運転状況を遠隔監視・診断が可能なシステムである。 当該システムを含んだ昇降機設備の保守点検管理業務を行う。 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 リモートメンテナンス（ヘリオスレスキュー含む）は、閉じ込め故障時や地震などでエレベーターに異常が発生した場合、乗客と日立的管制センター員が会話しながら、遠隔操作で救出するものである。当センターの来客者は、児童や障がい者も多く、異常時に迅速に対応しなければならないため、リモートメンテナンスを行う必要がある。 上記を含んだ保守点検管理業務は以下の点からメーカー関連会社でないと対応できない。 ①メーカーが製造時及び設置時に個々のエレベーター性能データーを基に、随時データーとの照合をコンピューターで行う必要がある。 ②当該データーはメーカーにしかなく、公開されていないものであること。 ③独立系保守管理会社が保守点検リモートメンテナンスを請け負うことは、メーカー系列の保守管理会社に再委託することでしか成り立たないものである。 以上のことから、施工業者である(株)日立ビルシステム 中部支社名古屋支店と契約するものとする。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。